

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年周南市条例第32号）の一部  
を次のように改正する。

附則第5項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(周南市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u></p> <p>5 <u>周南市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第18条」とあるのは、「附則第11項」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>